

## 製品・サービスにおける環境配慮

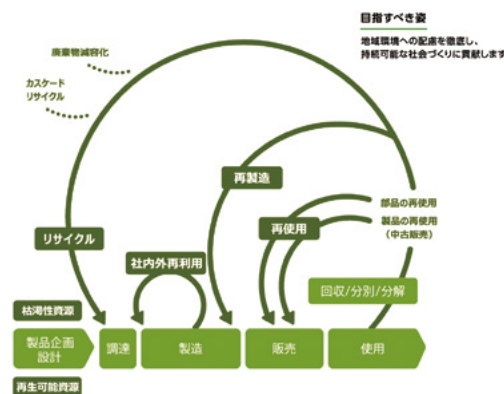
オカムラグループは、お客さまの多様なニーズに応えるとともに、環境に配慮した製品やサービスを提供することにより、事業活動を通じてお客さまの環境負荷低減のお手伝いをしています。原材料の選定・調達から製品の製造・流通・使用・リサイクル・廃棄までを考慮し、製品のライフサイクル全体で環境負荷がより低い製品の開発・提供に努めています。

### 「サーキュラーデザイン」の考えに基づく取り組み

大量生産・大量消費・大量廃棄をベースにした一方通行型の社会において、天然資源の枯渇、廃棄物の発生など資源循環に関わる問題だけでなく、温室効果ガスの排出量増加による気候変動、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、地球環境に対するさまざまな影響が生じています。

オカムラグループでは、持続可能な形で資源を利用するサーキュラーエコノミー（循環型経済）の概念に基づき「サーキュラーデザイン」の考え方を策定して、製品のライフサイクル全体において、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出し、資

#### 製品開発におけるサーキュラーデザイン思考



源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を積極的に進めていきます。（関連 [▶P.27](#)）

### 調達活動における取り組み

#### 資材調達における環境配慮

さまざまな原材料や部品を調達し製品を生産・販売する企業として、グリーン購入\*1推進の重要性を認識し、お取引先の協力を得ながら活動を進めています。グリーン購入の考え方や取り組みの視点を明確化した「オカムラグループサステナブル調達ガイドライン」に基づき、サステナブル調達調査を実施し、お取引先の取り組み状況を確認し、環境活動に積極的に取り組んでいるお取引先からの調達ならびに環境負荷の低い資材の調達に努めています。

また、調達活動における判断基準として「資材ガイド」を定め、化学物質審査規制法\*2、建築基準法、欧州各種法令\*3に準拠した資材調達を行うとともに、各種法令の対象となっていない資材に関しても、法令の基準を参照し環境に配慮した調達を進めています。また、2023年4月には最新の法令・各種規制等を盛り込んで「資材ガイド」の改定を実施しました。

\*1 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができる限り少ないものを選んで購入すること

\*2 化学物質審査規制法\*2：「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」。人の健康および生態系に影響を及ぼす恐れがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律

\*3 欧州各種法令：「REACH規制」や「RoHS指令」など。欧州では、人の健康や環境の保護のために化学物質とその使用を管理するための法律の整備が進んでいる

### サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量把握に向けて

サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量把握に向けて、お取引先に対して実施しているサステナブル調達調査において、各社の排出量把握の状況を確認し、今後の取り組みの参考にしています。

#### お取引先との連携による環境負荷の低減

「資材ガイド」をお取引先にも開示し、資材調達における考え方を共有することにより、お取引先における環境に配慮した資材調達の推進を支援しています。こうした取り組みに加え、講演会等での情報発信などを通じたコミュニケーションにより、お取引先の事業活動におけるグリーン購入を促すとともに、お取引先との共同開発による環境配慮型資材の開発も進めています。（関連 [▶P.126](#)）

## 環境配慮型製品の開発

オカムラグループは、製品開発における重要な視点の一つとして「エコデザイン」を位置づけ、製品のライフサイクルを通じた環境負荷の低減に取り組んでいます。企画・デザイン・設計の各段階で製品アセスメント\*を実施し、原材料使用量の削減、再生材料の使用、再資源化が容易な構造、耐久性向上などによる長寿命化、有害化学物質の使用回避、省エネルギー対応など、環境負荷がより低い製品の開発を進めています。  
(関連 [▶ P.27](#) [▶ P.44](#) )

\* 製品アセスメント：より環境負荷の少ない製品を開発するために、製品の開発、設計段階で、その製品の環境に与える影響を評価すること

## 「グリーンウェーブ」製品と 「グリーンウェーブ+」製品の提供

1997年に製品に関するオカムラ独自の環境基準「GREEN WAVE（グリーンウェーブ）」を策定し、環境に配慮した製品の拡充を図ってきました。2010年には、環境配慮のレベルをより高めた基準として「GREEN WAVE+（グリーンウェーブプラス）」を策定し、製品カタログにマーク表示を行っています。2022年度の製品売上金額（買入れ品を除く）における「GREEN WAVE」製品と「GREEN WAVE+」製品の比率は、オフィス環境事業分野で87.8%、商環境事業分野で71.8%となりました。

2021年には、新たに製品開発における「サーキュラーデザイン」の考え方や「カーボンオフセット\*プログラム」を導入し、GREEN WAVEの取り組みをさらに前進させ、より環境負荷の少ない製品の提供に努めています。

\* カーボンオフセット：日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

 **GREEN WAVE**

 **GREEN WAVE+**

## 「グリーンウェーブ」・「グリーンウェーブ+」判定基準

項目(目的)	判定対象	グリーンウェーブ判定基準	グリーンウェーブ+判定基準
必須			
安全性		JIS、JASにホルムアルデヒド放散量基準の存在する材料に関しては、全てがF☆☆☆☆レベル以上の認定を受けた材料、もしくはこれと同等の材料を使用している製品 規制すべき有害化学物質の管理基準を遵守している製品	
選択			
省資源化 (原材料等の 使用の合理化)	金属を除く主要材料に木材を使用している製品	持続可能な森林から得られた木材や未利用木材・早期再生可能材を使用した製品	金属を除く主要材料がバイオマスであり、バイオマスの主要部材に早期再生可能材を25%以上使用している、もしくは森林認証製品
	軽量化を目指した製品	従来の同等品の機能を維持しながら軽量化した製品	同等製品の使用材料もしくは製品全体の温室効果ガス排出量を6% (材料) もしくは5% (製品) 以上削減した製品
再生材料の利用 (原材料等の 使用の合理化)	金属を除く主要材料にプラスチックを使用している製品	再生プラスチックがプラスチック総質量の10%以上使用されている製品	ポストコンシューマー再生材料*1が製品質量の20%以上使用されている製品 環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックが、プラスチック重量の25%以上使用されている製品
	金属を除く主要材料に紙を使用している製品	再生紙が紙の総質量の50%以上使用されている製品	
	金属を除く主要材料に木材を使用している製品	再生木材を使用している製品	
再資源化 (構造の工夫) (分別のための工夫)	単一素材に分離できる製品	製品質量の70%以上が一般的な工具で単一素材に分離でき、かつ製品に使用されている樹脂、非鉄金属の部品数の90%以上に材質表示がされている製品 (表示対象部品:質量30g以上)	製品質量の95%以上が一般的な工具で単一素材に分離でき、かつ製品に使用されている樹脂、非鉄金属の部品数の90%以上に材質表示がされ分解手順書を作成し開示する製品。(表示対象部品:質量30g以上)
再使用化 (再使用化の配慮)	製品や部品のリユース可能な製品	リユースできる構造を有している製品	使用済の製品または製品の一部を回収し、新たに製品化されること
長寿命化 (長期間使用の促進)	一般的な工具で簡単に補修部品交換が可能な製品 もしくはソフトウェアのアップデートが可能な製品	消耗品がサービスパーツ化されている製品	海外のグローバルな強度基準 (例:BIFMA*2、GS*3) に適合している製品
		メンテナンス性が高い構造である製品 (例:カバーリング、クリーニング、ソフトの更新等) 製品、部品の一部を交換・追加してアップグレードが可能な製品	
安全性と環境保全 (安全性の配慮)	有害化学物質の使用量を削減した製品	JIS、JASにホルムアルデヒド放散量基準の存在する材料に関しては、全てがF☆☆☆☆レベルの認定を受けた材料、もしくはこれと同等の材料を使用している製品	左記グリーンウェーブの基準に加え、製品からのホルムアルデヒドの放散速度が5 μg/m <sup>3</sup> h以下相当の製品。[INDOOR ADVANTAGE基準等] 認定
		従来よりも環境負荷の低減を図った材料・部品を使用した製品	特定有害物質の使用禁止を遵守した製品 (RoHS指令*4に準拠していること) もしくはREACH規制*5の規制物質が含有していないか利用方法が合致していると確認された製品
省エネルギー化 (消費エネルギーの削減)	製品の使用において消費エネルギーの削減を目指した製品	従来の同等品と比較し、10%以上消費エネルギーを削減している製品	製品の使用において温室効果ガス排出量 (CO <sub>2</sub> 換算) の削減量が、現行同等製品に比べて、30%削減できるもの

以下の2つの条件を満たした場合に「グリーンウェーブ」「グリーンウェーブ+」製品として判定する。

- ・上記「必須項目」に記載した基準を全て満たすこと。
- ・上記「選択項目」に記載した基準の内、どれか一つを満たすこと。

\*1 ポストコンシューマー再生材料:一度市場に出荷され、使用済みのものを回収し、再生した材料

\*2 BIFMA(The Business and Institutional Furniture Manufacturers Association):米国のオフィス家具業界団体

\*3 GS(Geprüfte Sicherheit):ドイツの安全性認証

\*4 RoHS指令:EUで施行された、電子電気機器に含まれる特定有害物質使用規制

\*5 REACH規制:2007年にEUで施行された化学物質に関する規制

## 製品のライフサイクルを通じた 温室効果ガス排出量の把握

日本国内の温室効果ガス排出量を生産ベースで見ると、排出源の大部分が企業・公共部門関連での排出となっています。企業活動のさまざまな場面で排出している温室効果ガスの削減は急務であり、サプライチェーン全体での取り組みが重要です。

エネルギーメーター（電力、ガス、水道）などを設置し、エネルギー消費量を監視することで、製品のライフサイクルを通じたCO<sub>2</sub>排出量を適切に算出できるよう取り組んでいます。また、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の削減に向け、排出量と同等の排出権（クレジット）付きの製品をお客さまに提供する「カーボンオフセットプログラム」を2022年1月からスタートしました。（関連 [▶P.30](#)）

## 製品に関する第三者認証の取得

より多くの視点からお客さまに環境配慮型製品を選択していただけるように、オフィス家具について第三者認証の取得を進めています。

オカムラは、国内オフィス家具メーカーとして初めてLEVEL<sup>®</sup>認証を取得しました。この認証プログラムは、米国オフィス家具業界団体BIFMAによって開発され、建築環境における家具の環境・社会的影響を、製品だけでなく製造施設、企業に至るまで多面的に評価が行われ、評価結果が公開されています。オカムラの認証製品数は2023年4月時点で88製品となっています。

また、製品から空気中に放出される揮発性有機化合物（VOC）に関する厳しい基準をクリアした家具や室内建材に与えられる

BIFMAのIndoor Advantage認証の取得を進めています。2021年度は国内メーカーとして初となる建材製品を含む多くの製品で認証を取得し、2023年4月時点で累計247製品が、より厳しい基準をクリアしたIndoor Advantage Goldを取得しています。

いずれの認証プログラムも国際的に認知されており、お客さまがLEED認証<sup>\*1</sup>やWELL認証<sup>\*2</sup>などオフィス環境に関する認証を取得する際の加点の要素となることから、環境・ウェルネスに配慮したオフィス等の普及にもつながっています。



オカムラの認証製品数  
88製品  
(2023年4月時点)

オカムラの認証製品数  
247製品  
(2023年4月時点)

\*1 LEED認証：最高クラスのビルト・エンバイロメント（建築や都市の環境）を作るための戦略やそれらをどう実現させるかを評価するグリーンビルディングの認証プログラム

\*2 WELL認証：空間のデザイン・構築・運用に「人間の健康」という視点を加え、より良い住環境の創造を目指したオフィス空間等の評価システム

## 製品の環境情報開示

製品カタログやウェブサイトのほか、グリーン購入ネットワーク（GPN）<sup>\*1</sup>の環境配慮型商品のデータベース「エコ商品ねっと」<sup>\*2</sup>などを通じて製品の環境情報を開示し、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまのグリーン購入の際の判断などに役立てていただいています。

また、製品に使用している材料のF☆☆☆☆<sup>\*3</sup>区分証明やグ

リーン購入法<sup>\*4</sup>適合証明などの資料の請求に対して速やかに情報を開示しています。

\*1 グリーン購入ネットワーク（GPN）：グリーン購入の取り組みを促進するために1996年に設立された、企業・行政・消費者のネットワーク

\*2 「エコ商品ねっと」：持続可能な生産と消費を基盤とする社会を構築するために環境配慮型製品やサービスの環境情報を掲載する、日本最大級の環境情報データベース

 エコ商品ねっと  
<http://www.gpn.jp/econet/>



\*3 F☆☆☆☆：ホルムアルデヒド放散に関するJIS（日本工業規格）/JAS（日本農林規格）の基準

\*4 グリーン購入法：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。国などの公的機関が率先してグリーン購入を行い、環境負荷の低減や持続可能な社会の基礎を推進することを目的とする